

徳島市商業観光施設事業経営戦略

令和3年3月

徳島市

目 次

1 経営戦略策定趣旨	1
2 事業概要	2
(1) 事業形態		
(2) 現在の経営状況		
3 経営の基本方針	4
4 投資・財政計画（収支計画）	5
(1) 投資・財政計画（収支計画）		
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明		
① 収支計画のうち投資についての説明		
② 収支計画のうち財源についての説明		
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明		
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要		
① 今後の投資についての考え方・検討状況		
② 今後の財源についての考え方・検討状況		
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況		
5 公営企業として実施する必要性など	8
6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	8
7 各施設の状況	9
(1) 眉山ロープウェイ		
① 施設概要		
② 料金形態		
③ 利用者数（輸送人員）の見通し		
④ 利用料金収入の見通し		
⑤ 施設の見通し		
⑥ 組織の見通し		
(2) 新町地下駐車場		
① 施設概要		

- ② 料金形態
- ③ 駐車場需要の見通し
- ④ 利用料金収入の見通し
- ⑤ 施設の見通し
- ⑥ 組織の見通し

(3) 紺屋町地下駐車場

- ① 施設概要
- ② 料金形態
- ③ 駐車場需要の見通し
- ④ 利用料金収入の見通し
- ⑤ 施設の見通し
- ⑥ 組織の見通し

(4) 徳島駅前西地下駐車場

- ① 施設概要
- ② 料金形態
- ③ 駐車場需要の見通し
- ④ 利用料金収入の見通し
- ⑤ 施設の見通し
- ⑥ 組織の見通し

別紙 1	投資・財政計画（収益的収支計画）	2 1
別紙 2	投資・財政計画（資本的収支計画）	2 3

1 経営戦略策定趣旨

徳島市では、観光施設事業（索道）と駐車場整備事業とを一体化した「徳島市商業観光施設事業」を行っています。

観光施設事業（索道）においては、平成11年に本市の代表的な観光施設である阿波おどり会館の開館と併せてリニューアルし、近隣で開催されるイベントとの連携やインバウンド政策による新たな顧客の創出などにより、利用者数の維持に努めてまいりましたが、今後は経年劣化に伴い、設備更新による費用の増加が見込まれています。

駐車場整備事業においては、事業開始から50年が経過しようとしており、その間に本州四国連絡橋の開通等による産業・流通構造の変化、少子高齢化の進展、大型商業施設の郊外への出店やコインパーキングの増加等により、施設需要が減少傾向にあります。また、施設の老朽化により設備の修繕、改修や施設の大規模改修に係る費用の増加が見込まれています。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、観光施設事業（索道）、駐車場整備事業ともに大幅な利用減が見込まれており、今後もこの影響はしばらく続いていくものと思われます。

このような状況を踏まえ、商業観光施設としての機能を維持しつつ、地方公営企業として将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、中長期的な戦略を策定し、施設の現況を的確に把握し、経営の効率化・健全化に取り組んでいくとともに、施設運営を計画的に行っていくことが重要であるため、令和3年度から令和12年度までの10年間を対象期間とする「経営戦略」を策定しました。

2 事業概要

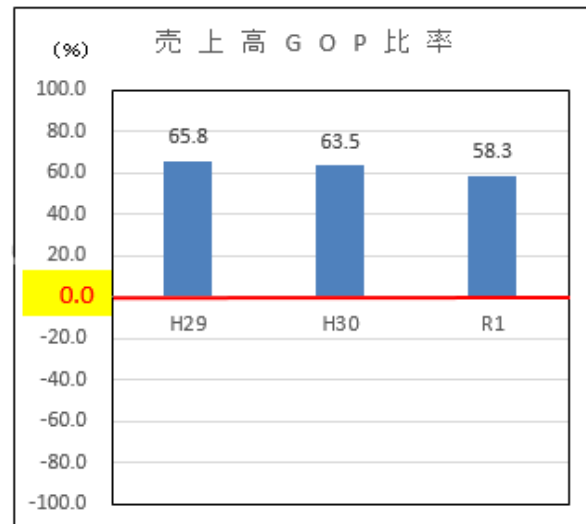
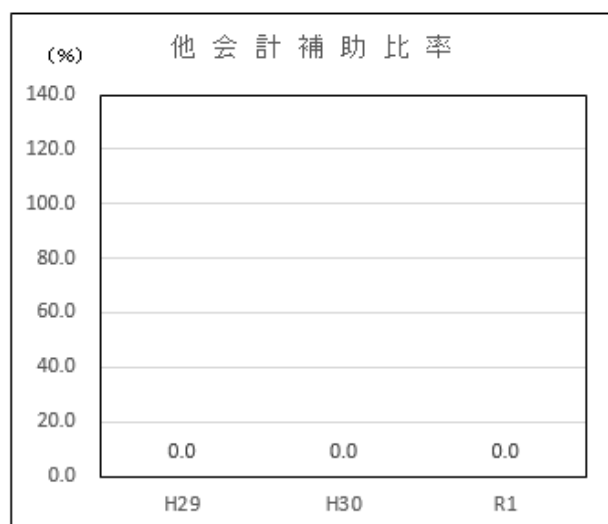
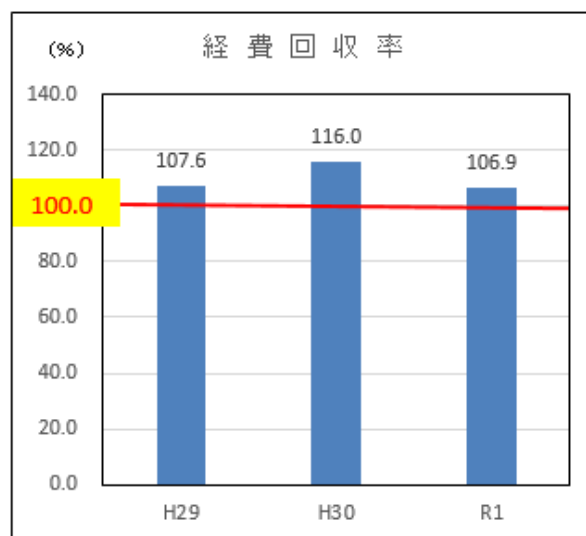
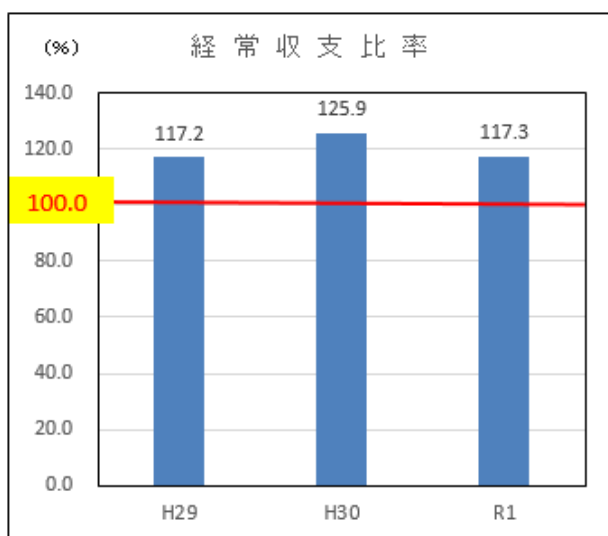
(1) 事業形態

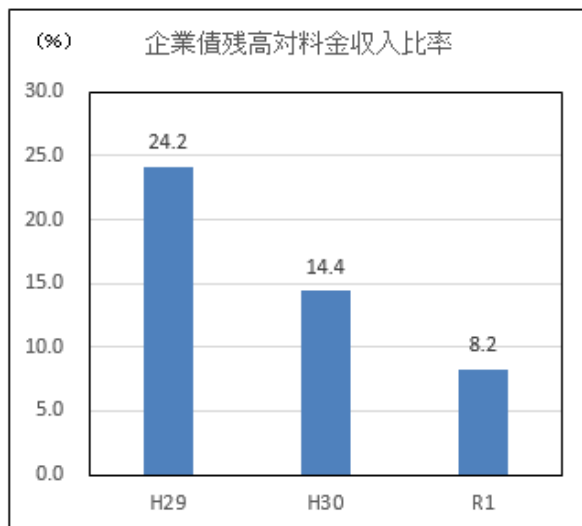
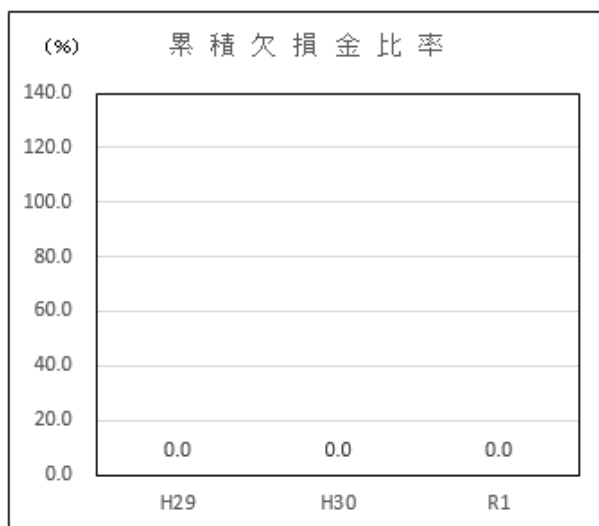
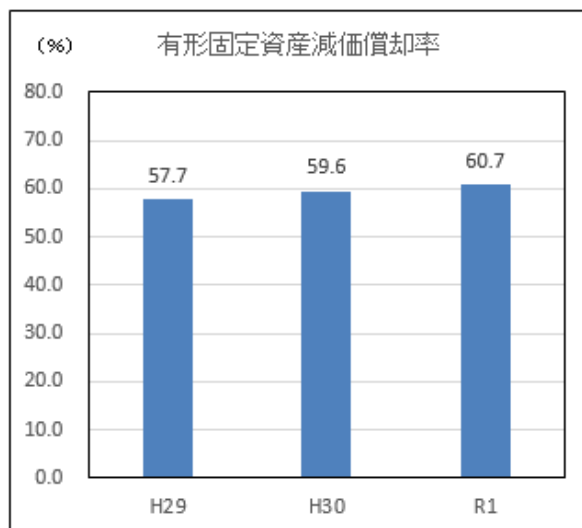
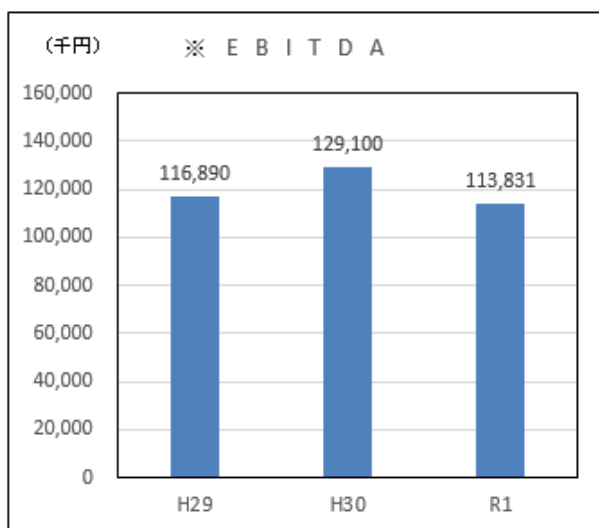
事業名	徳島市商業観光施設事業			
事業の内容	本市の商業観光の振興、並びに眉山山頂へのアクセス及び観光客等の利便を図ることを目的とし、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条第1号に規定する普通索道により、旅客又は旅客及び貨物の輸送を行う事業、並びに観光事業、飲料水供給事業その他の付帯事業を行うもの。また、駐車場法（昭和32年法律第106号）に規定する路外駐車場を設け、これを経営するもの。			
法適・非適区分	法適（条例財務）			
事業の種類	観光施設事業 （索道）	駐車場整備事業		
施設名	眉山 ロープウェイ	新町 地下駐車場	紺屋町 地下駐車場	徳島駅前西 地下駐車場
供用開始年月日	S32.12.1	S46.11.1	S60.2.19	S58.10.1
民間活用の状況	指定管理者制度 （利用料金制）	指定管理者制度 （利用料金制）	指定管理者制度 （利用料金制）	指定管理者制度 （利用料金制）
職員数	0人	0人	0人	0人

(2) 現在の経営状況

本事業において、ここ数年は経常収支比率と経費回収率がともに100%を超えており、累積欠損金も生じておらず、会計全体として黒字で推移しています。また、他会計からの補助もなく、企業債残高対料金収入比率も順調に減少しており、公営企業の独立採算制の観点からも、令和元年度までは望ましい経営状況であったと言えます。

しかしながら、有形固定資産減価償却費が60%を超過し、施設の老朽化が進んでおり、今後は施設の修繕及び設備の更新にかかる費用の増加が見込まれています。さらに令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用料金収入の減少により、今後厳しい経営状況が予想されます。





※ EBITDA (減価償却前営業利益)

純利益又は純損失 - 長期前受金戻入 + 支払利息 + 減価償却費

3 経営の基本方針

本事業については、人口減少や産業構造の変化等による施設需要の減少、施設の老朽化による設備の修繕や施設の大規模改修に係る費用の増加が見込まれており、加えて新型コロナウイルス感染症の影響もあることから、今後は、さらに厳しい経営状況となることが予想されます。こうした中で、指定管理者と協議を重ねながら、安心・安全・快適なサービスの向上と経営の効率化を図り、より一層の健全運営に努めてまいります。

4 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙1及び別紙2のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

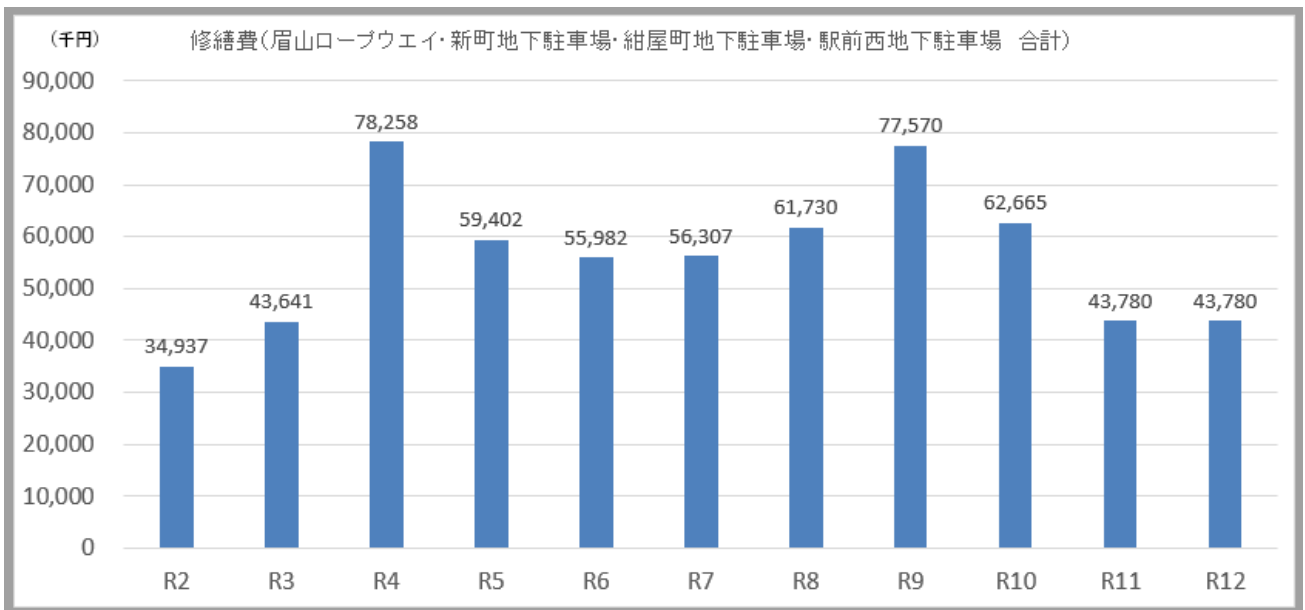
目標	指定管理者と施設改修の必要性や費用の削減について、定期的に協議を行い、施設の現状を踏まえた上で実施していきます。また、単年度に過度の投資となって会計を圧迫しないように、計画的に実施していきます。
令和5年度に企業債の償還が完了し、それ以降の企業債の借入を伴うような大規模改修は、今のところ予定していません。	

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	指定管理者からの納付金を主な収入源として、各施設を運営していきます。
「索道収益及び駐車収益」については、指定管理者制度（利用料金制）を採用し、指定管理者からの納付金を主な収入源としていることから、本来ならば収入の予測が立てやすいものとなっています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金収入の減少が今後いつまで続くのか予測が難しいことから、令和2年度に落ち込んだ利用料金収入が数年かけて徐々に回復していき、令和5年度には令和元年度と同水準まで回復するという前提で積算を行いました。	

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

管理運営費については、大別すると「修繕費」と「その他」であり、修繕費については、本戦略期間内において単年度に過度の支出とならないよう、指定管理者との協議により作成した修繕計画に従って計上しています。「その他」は徳島駅前西地下駐車場の共益費部分に係る負担金が大半を占めています。指定管理者制度（利用料金制）を採用していることから、職員給与費や委託料（施設点検料等を除く）は発生しません。



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	平成18年度に指定管理者制度を導入して以降、継続的に民間のノウハウを活用した経営を行っており、今後も継続していく予定です。
投資の適正化	指定管理者と定期的に協議を行い、費用対効果等の面から投資の妥当性を判断した上で、計画的に実施していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	指定管理者のノウハウを活用するとともに、とりわけ駐車場整備事業においては、近隣の駐車場施設の料金形態を把握し、均衡を図りつつ独自のサービスを展開します。
稼働率・利用者数	月次報告書により、利用数や利用料金収入等の状況把握を行い、実施しているアンケート結果に基づき、利用増のための施策を指定管理者と連携して実施していきます。
企 業 債	令和5年度に企業債の償還が完了する見込みであり、現在のところ、それ以降は企業債の借入を伴う大規模改修を行う予定はありません。
繰 入 金	現在、他会計からの繰入金はありません。
資産の有効活用等による収入増加の取組	眉山・阿波おどり会館という観光資源・観光施設を活用し、さらにその周辺で開催されるイベント等と連携した運営を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	指定管理者制度(利用料金制)を採用していることから施設点検等以外には発生しません。
管理運営費	指定管理者と定期的に協議を行い、費用対効果等の面から設備修繕等の妥当性を判断した上で、計画的に実施していきます。
職員給与費	指定管理者制度(利用料金制)を採用していることから、本市の職員を施設に配置していないため発生しません。

5 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	<p>眉山ロープウェイは、本市中心部に所在する代表的な観光施設である「阿波おどり会館」と同じく徳島市のシンボルであり、重要な観光資源である「眉山」を結ぶ交通手段であるとともに搭乗中は市内が一望できることから、それ自体が観光施設です。</p> <p>各地下駐車場は、東西に延びる商店街をはじめとして多くの商業施設やオフィスが集積するとともに、観光施設や眉山・新町川等の観光資源が存在する本市の中心部に位置し、安定的な駐車スペースを提供することで、施設利用者等の利便性を高め、中心市街地の集客に寄与しています。</p> <p>これらのことから、両施設は、本市の商業及び観光振興における重要な役割を担っており、地域経済の振興にも大きく寄与しています。</p>
公営企業として実施する必要性	<p>観光施設事業（索道）においては、本市の重要な観光施設であるとともに、安全運行を第一とした管理運営を基本とする必要があることから、また駐車場事業においては、近年は民間の駐車場の増加により都市機能の維持・増進が図られていますが、それでもなお、大規模な地下駐車場という特性を生かして中心市街地へのアクセスを容易にし、商業施設利用者や観光客の利便性を向上させ、商店街をはじめ近隣の商業支援、中心市街地での観光振興に必要な施設であることから公営企業としてサービスを継続していく必要があります。</p>

6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

主に毎月の実績報告書から利用者や利用台数、料金収入の進捗管理を行い、5年を目処に適切な事後検証を行うほか、大規模改修や社会情勢の変化など事業を取り巻く状況に変化が生じた際には、随時見直しを行います。

7 各施設の状況

(1) 眉山ロープウェイ

① 施設概要

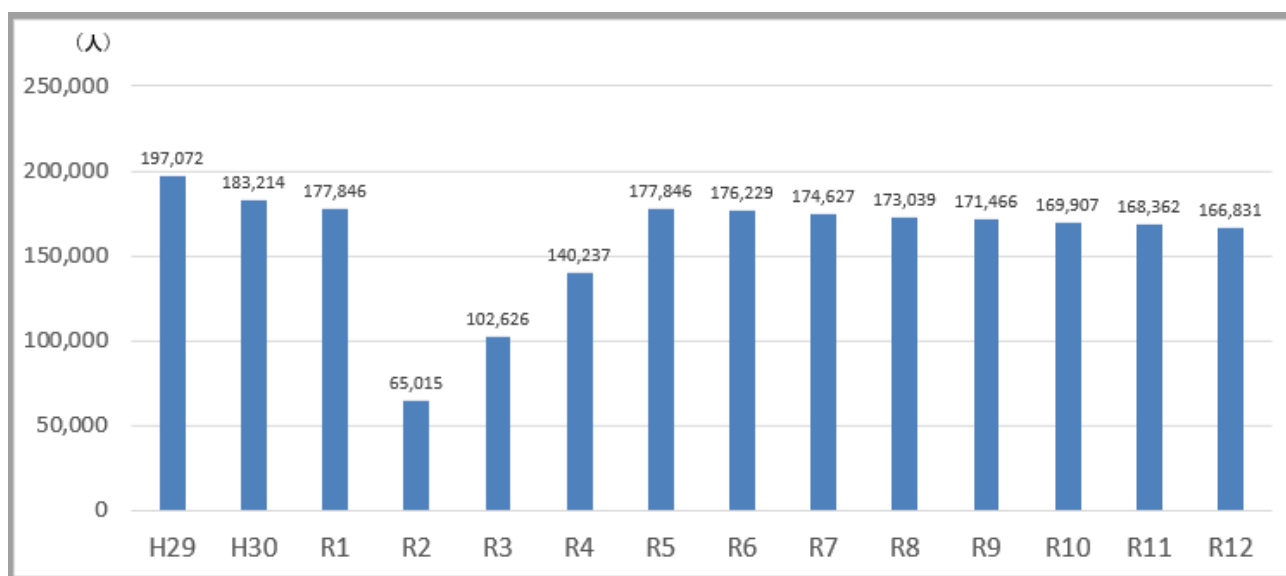
供用開始年月日	S32.12.1	リニューアル	H11.7.31
路線数	1本	斜長	787m
型式	単線固定交走式 (支索、曳索1本) 普通索道	搬器数	2両×2グループ 計4両
年間営業日数	H29	H30	R1
	344日	336日	300日
年間輸送人員	H29	H30	R1
	197,072人	183,214人	177,846人

② 料金形態

料金の概要	普通	大人(中学生以上)	往復	1,030円	片道	620円
		小人(小学生)	往復	510円	片道	300円
	障害者割引	大人(中学生以上)	往復	520円	片道	310円
		小人(小学生)	往復	260円	片道	150円
	団体割引	一般大人	往復	830円	片道	500円
		高大学生(大人込)	往復	830円	片道	500円
		高大学生(学生のみ)	往復	780円	片道	470円
		中学生(大人込)	往復	830円	片道	500円
		中学生(学生のみ)	往復	670円	片道	410円
		小学生(大人込)	往復	410円	片道	240円
小学生(学生のみ)		往復	390円	片道	230円	
料金改定年月日	R1.10.1		※幼児(学齢に達しない者)については、幼児だけで乗車するとき及び同伴大人1人につき1人を超えるときは、小人料金を適用			

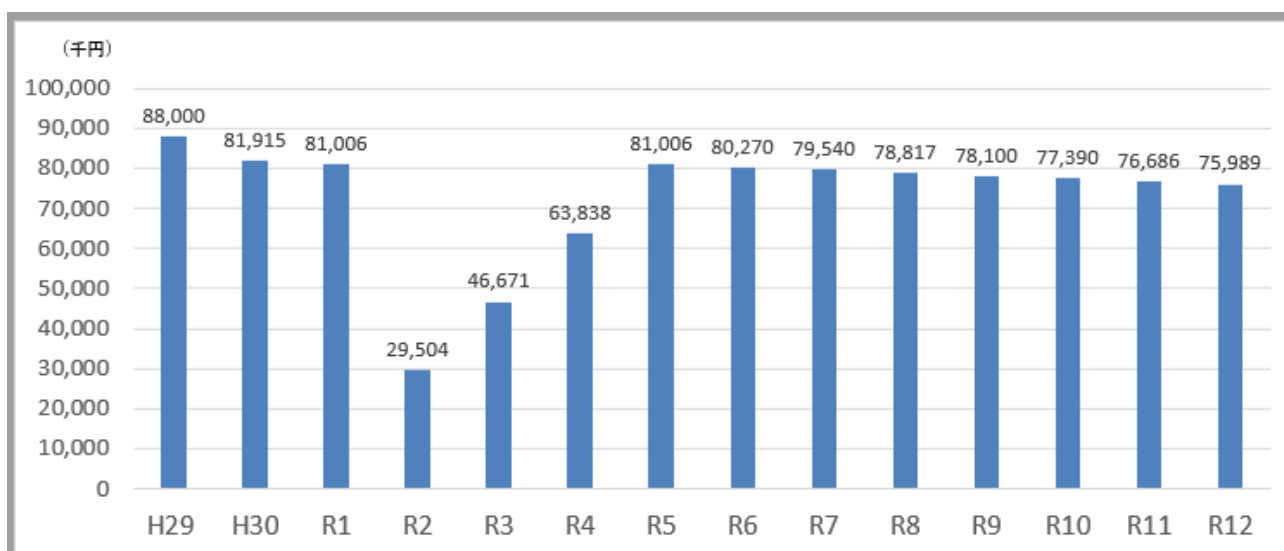
③ 利用者数（輸送人員）の見通し

平成19年度以降、年間利用者数は18万人前後で推移しており、長期的には横ばいとなっていました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な利用者減となる見込みです。新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは不透明ですが、安定水準まで回復するには数年を要するとの想定で積算しています。また、令和6年度以降は「徳島市人口ビジョン（平成27年12月）」における人口減少率をもとに積算しています。



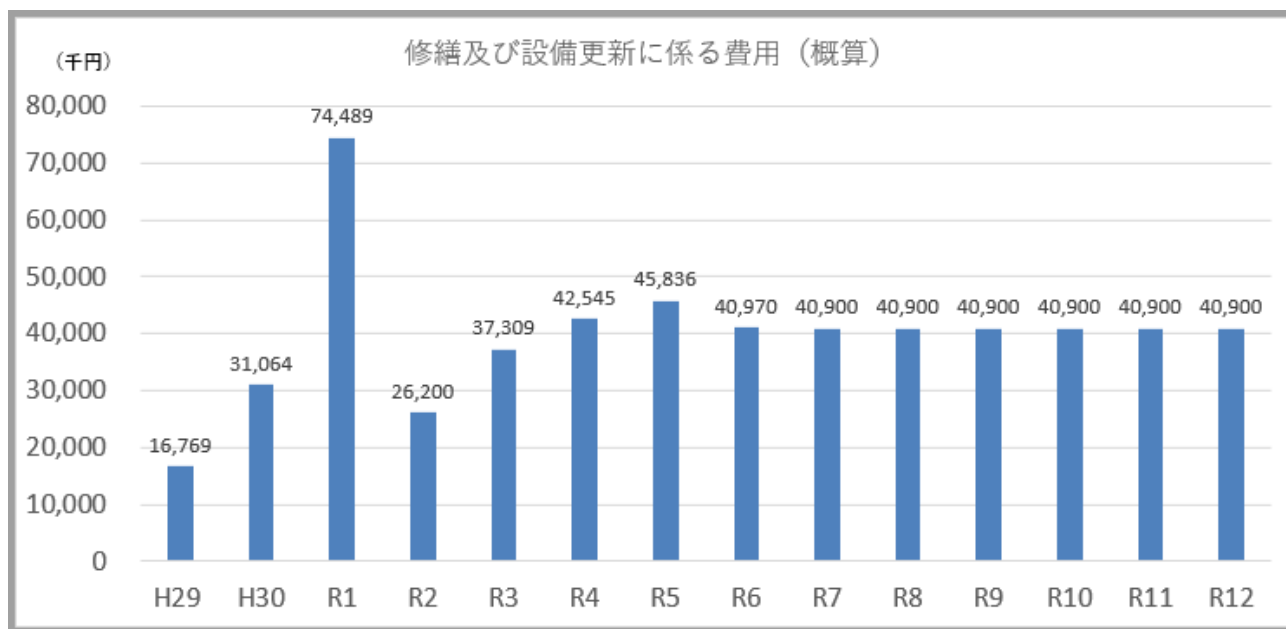
④ 利用料金収入の見通し

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入も大幅減となる見込みです。収束の見通しは不透明ですが、安定水準まで回復するには数年を要し、それ以降は遞減していくとの想定で積算しています。



⑤ 施設の見通し

観光施設事業（索道）では、旅客及び貨物を安全に輸送し、万一の事故を未然に防ぐために定期的な修繕が不可欠です。令和元年度は、支えい索交換の大規模修繕があり、今後も経年劣化による修繕に係る費用の増加を見込んでいます。



⑥ 組織の見通し

現状では、指定管理者制度のもと、統括責任者である正規職員1名、索道技術管理者である嘱託職員10名の計11名で運営を行っており、今後もこの形態での運営を継続していく予定です。なお、指定管理者制度（利用料金制）を採用していることから、本市職員は配置しておらず、観光施設事業（索道）における人件費は発生しません。

(2) 新町地下駐車場

① 施設概要

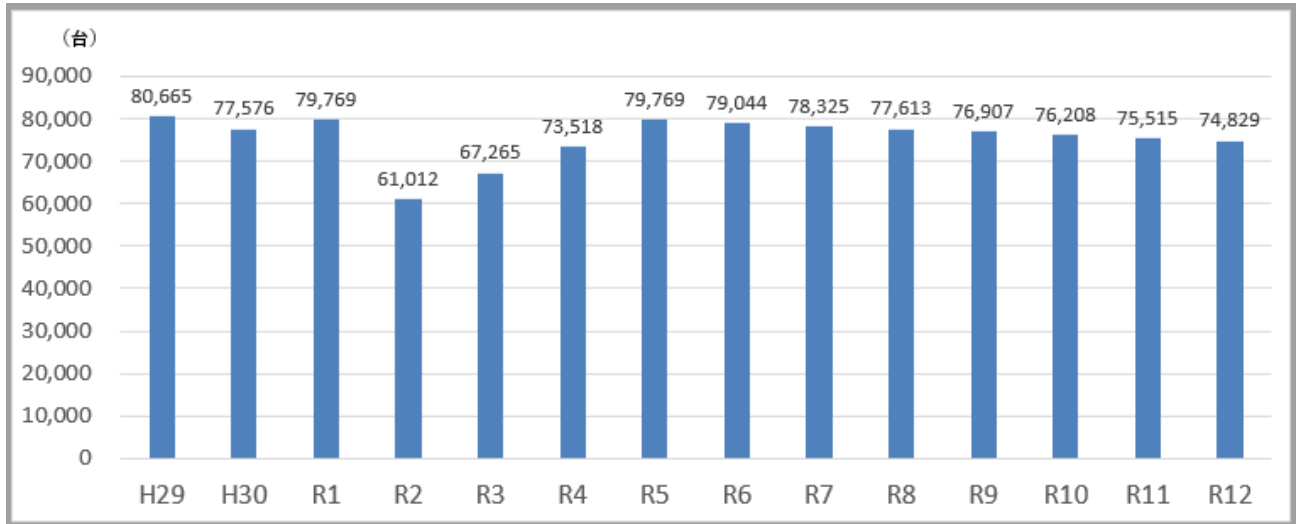
供用開始年月日	S46.11.1	営業時間	0:00 ～ 24:00
種類	都市計画駐車場	構造	地下式 (地下2階)
立地	観光施設	経過年数	49年
駐車場使用面積	5,578 m ²	収容台数	133台
年間利用状況	H29	H30	R1
	80,665台	77,576台	79,769台
利用率	H29	H30	R1
	33.6%	33.6%	35.3%
回転率	H29	H30	R1
	1.7回	1.6回	1.6回

② 料金形態

普通駐車	最初の1時間 300円	日曜・祝日・振替休日の10:00～19:00に入場した車両は1時間無料
	以後20分 100円	
上限料金	800円	12時間ごとに適用
全日定期	16,000円	終日
昼間定期	12,000円	7:00～21:00
夜間定期	5,500円	17:00～翌9:00
プリペイドカード	2,700円	3,000円分利用可能
時間駐車券	100円～700円の100円毎で7種類 1枚から10%割引	
料金改定年月日	H31.4.1	

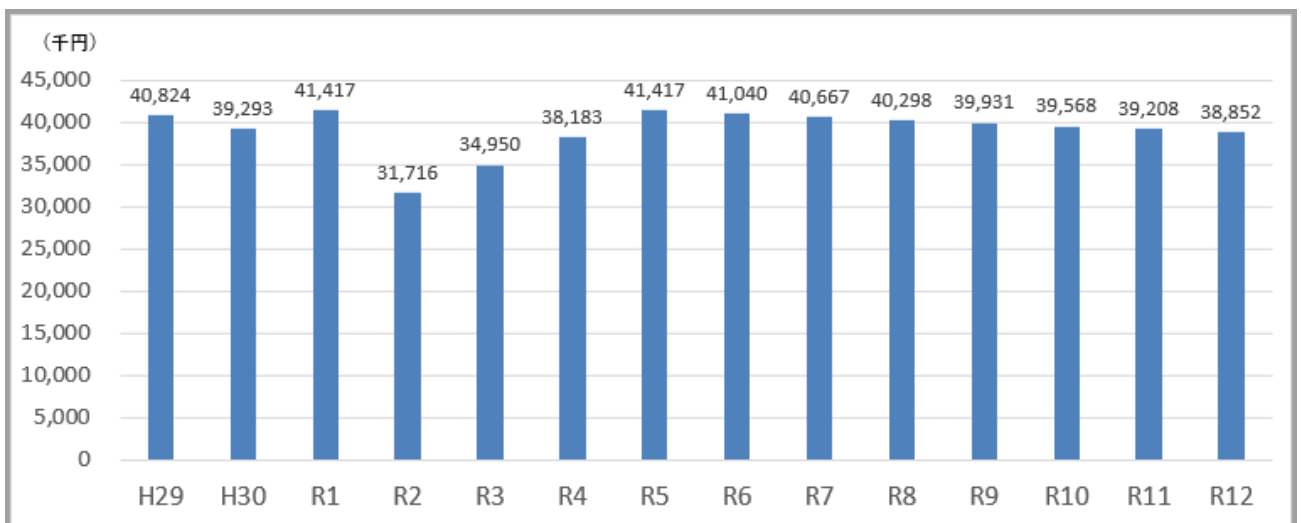
③ 駐車場需要の見通し

平成27年度から駐車台数が減少傾向で推移しており、令和元年度には一時的に増加しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な駐車台数減となる見込みであり、回復には数年を要するとの想定で積算しています。また、令和6年度以降は「徳島市人口ビジョン（平成27年12月）」における人口減少率をもとに積算しています。



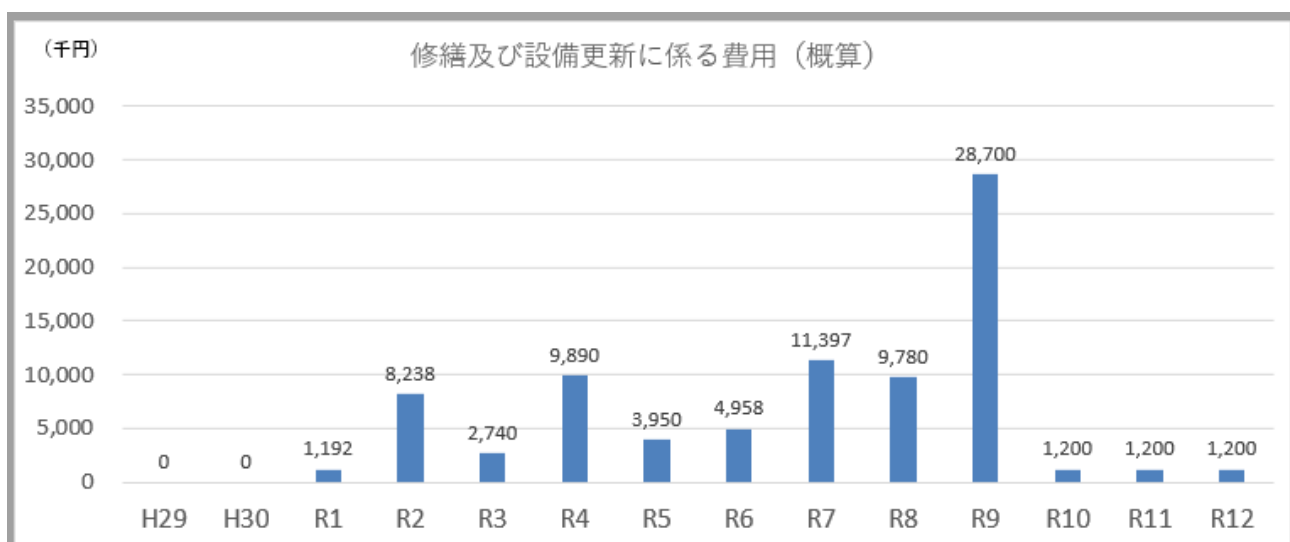
④ 利用料金収入の見通し

平成27年度から利用料金収入も減少傾向で推移しており、令和元年度には一時的に増加しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入も大幅減となる見込みであり、回復には数年を要し、それ以降は逡減していくとの想定で積算しています。



⑤ 施設の見通し

令和9年度には電気設備の改修を見込んでいます。



⑥ 組織の見通し

現状では、指定管理者制度のもと、統括責任者である正規職員1名、その他正規職員2名、嘱託職員1名、パート3名の計7名で運営を行っており、今後もこの形態での運営を継続していく予定です。なお、指定管理者制度（利用料金制）を採用していることから、本市職員は配置しておらず、駐車場整備事業における人件費は発生しません。

(3) 紺屋町地下駐車場

① 施設概要

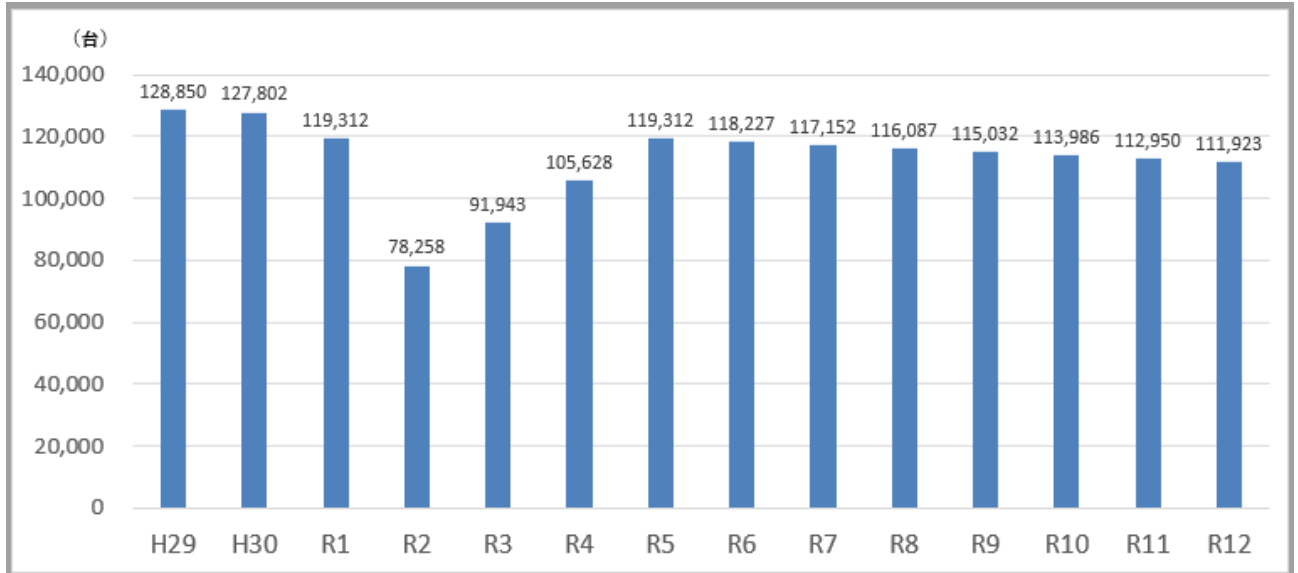
供用開始年月日	S60.2.19	営業時間	0:00 ～ 24:00
種類	都市計画駐車場	構造	地下式 (地下2階)
立地	商業施設	経過年数	35年
駐車場使用面積	10,019 m ²	収容台数	287台
年間利用状況	H29	H30	R1
	128,850台	127,802台	119,312台
利用率	H29	H30	R1
	30.2%	30.3%	27.5%
回転率	H29	H30	R1
	1.2回	1.2回	1.1回

② 料金形態

普通駐車	20分 100円	日曜・祝日・振替休日の10:00～19:00に入場した車両は1時間無料
昼(上限料金)	500円	7:00～18:00
夜(上限料金)	900円	20:00～翌3:00 ※金曜・土曜に入場する車両を除く
全日定期	18,000円	終日
昼間定期	9,000円	7:00～21:00
夜間定期	12,000円	17:00～翌9:00
プリペイドカード	2,700円	3,000円分利用可能
時間駐車券	100円～700円の100円毎で7種類 1枚から10%割引	
料金改定年月日	H31.4.1	

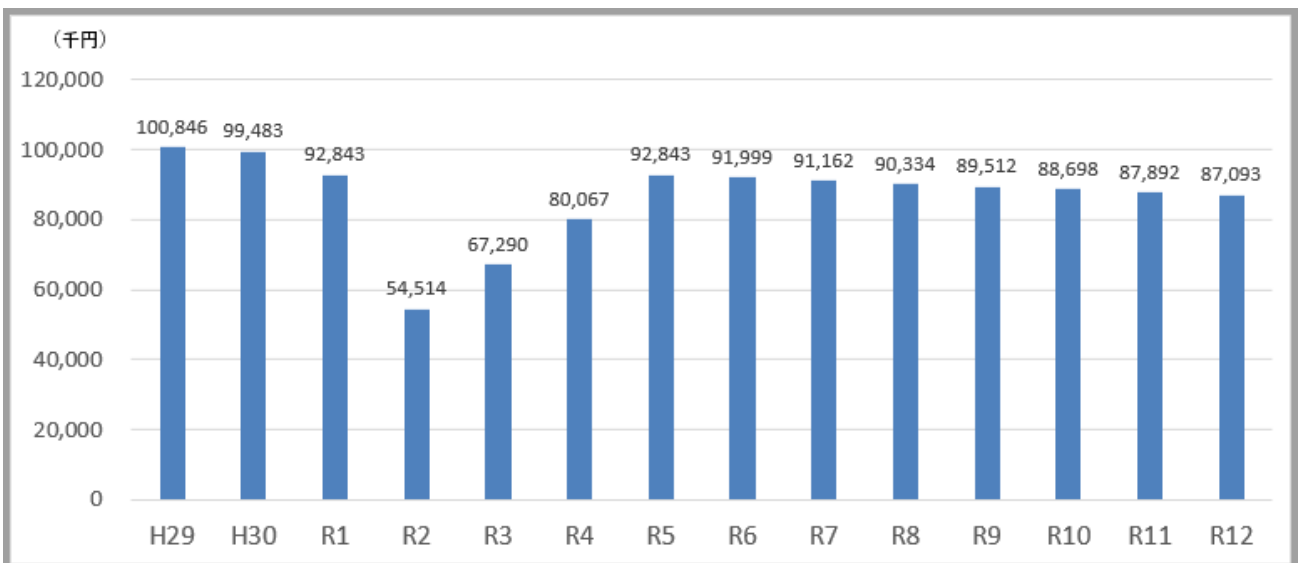
③ 駐車場需要の見通し

平成 8 年度から駐車台数が減少傾向で推移しており、さらに令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な駐車台数減となる見込みです。回復には数年を要するとの想定で積算しています。また、令和 6 年度以降は「徳島市人口ビジョン（平成 27 年 12 月）」における人口減少率をもとに積算しています。



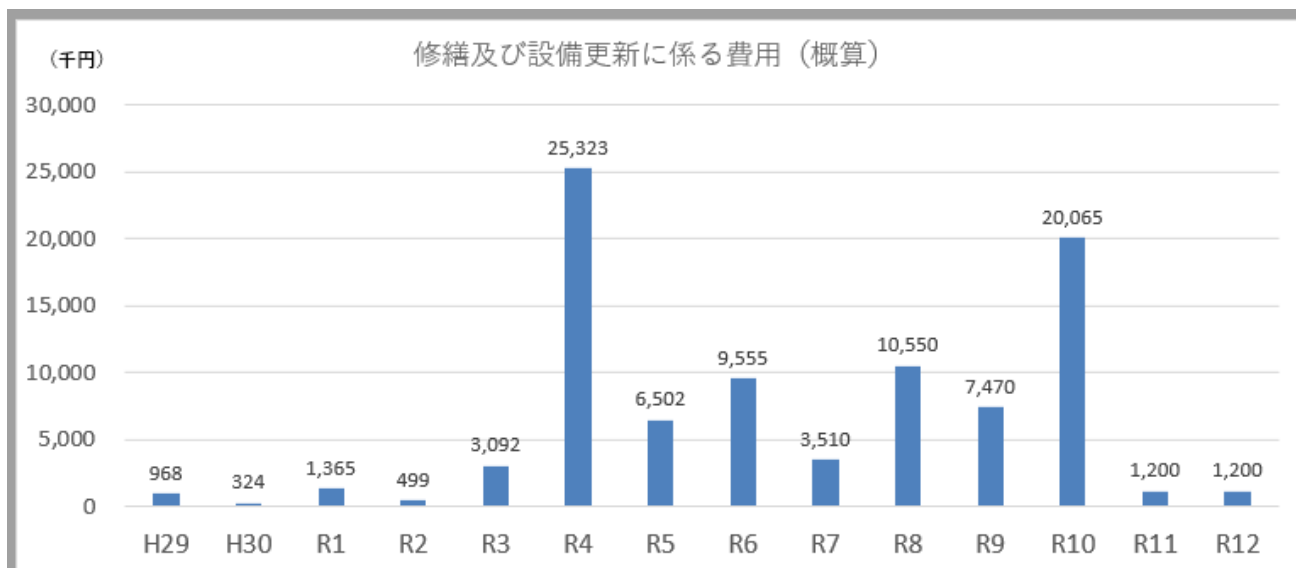
④ 利用料金収入の見通し

平成 8 年度から利用料金収入も減少傾向で推移しており、さらに令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入も大幅減となる見込みです。回復には数年を要し、それ以降は逡減していくとの想定で積算しています。



⑤ 施設の見通し

令和4年度にエレベーターの改修、令和10年度に車両検知装置等の改修を見込んでいます。



⑥ 組織の見通し

現状では、指定管理者制度のもと、統括責任者である正規職員1名、その他正規職員1名、嘱託職員2名、パート6名の計10名で運営を行っており、今後もこの形態での運営を継続していく予定です。なお、指定管理者制度（利用料金制）を採用していることから、本市職員は配置しておらず、駐車場整備事業における人件費は発生しません。

(4) 徳島駅前西地下駐車場

① 施設概要

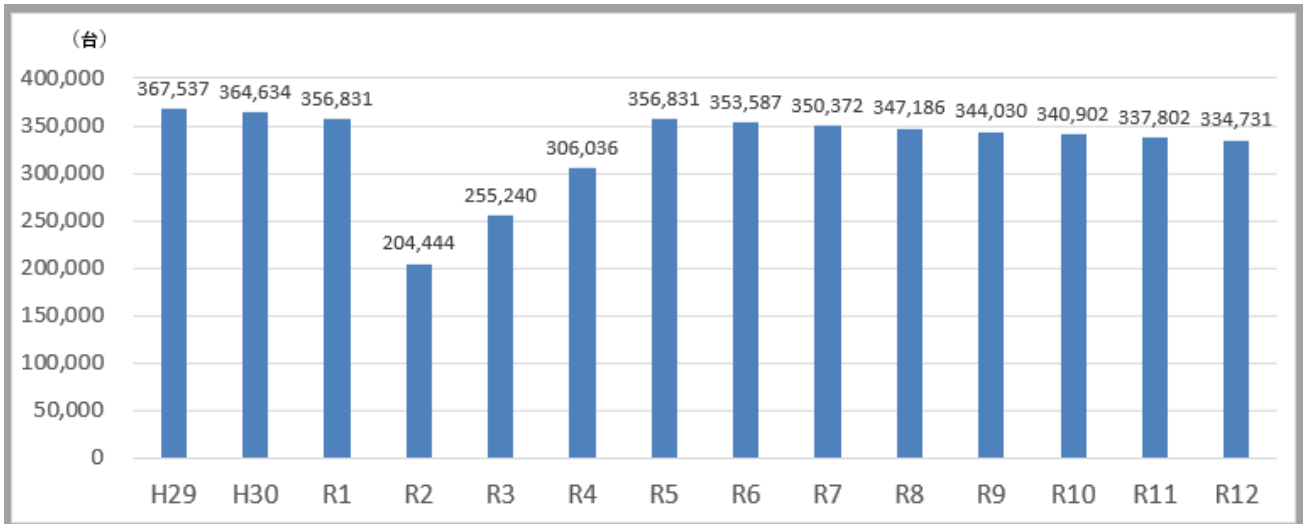
供用開始年月日	S58.10.1	営業時間	6:00 ～ 23:00
種類	都市計画駐車場	構造	地下式 (地下1階)
立地	駅	経過年数	37年
駐車場使用面積	5,695 m ²	収容台数	154台
年間利用状況	H29	H30	R1
	367,537台	364,634台	356,831台
利用率	H29	H30	R1
	47.9%	47.1%	45.2%
回転率	H29	H30	R1
	6.5回	6.5回	6.3回

② 料金形態

普通駐車	最初の1時間 300円	6:00～23:00
	以後30分 150円	
夜(上限料金)	1,000円	19:00～23:00で3時間以上の駐車
泊駐車	500円	18:00～翌9:00
夜間定期	3,000円	18:00～翌9:00
プリペイドカード	3,000円	3,300円分利用可能
時間駐車券	1枚300円(100枚以上購入の場合1枚270円)	
料金改定年月日	H29.6.1	

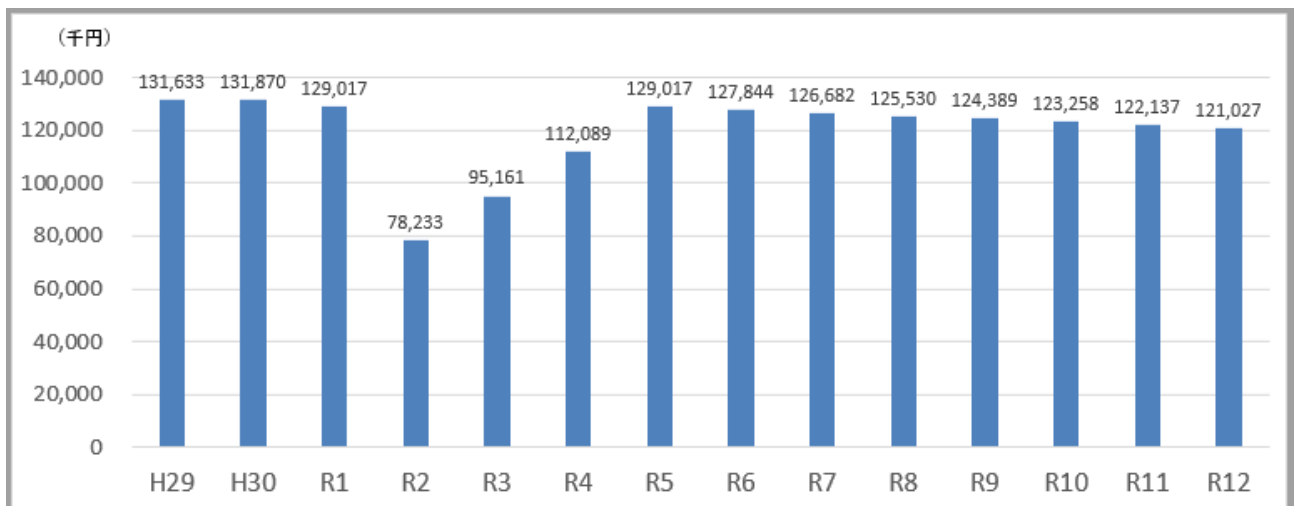
③ 駐車場需要の見通し

ここ数年は駐車台数がやや減少傾向であるものの、長期的には横ばいで推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度は大幅な駐車台数減となる見込みです。現状においては先行き不透明な状況であるため、安定水準まで回復するには数年を要するとの想定で積算しています。また、令和6年度以降は「徳島市人口ビジョン（平成27年12月）」における人口減少率をもとに積算しています。



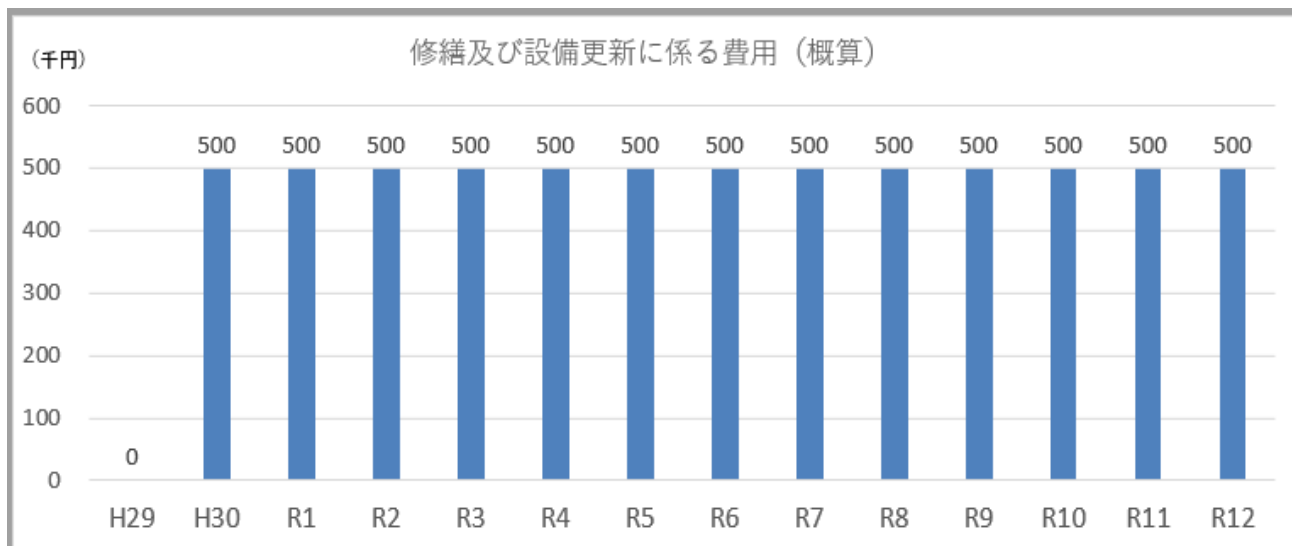
④ 利用料金収入の見通し

新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度は利用料金収入も大幅減となる見込みです。現状においては先行き不透明な状況であるため、安定水準までの回復には数年を要し、それ以降は逡減していくとの想定で積算しています。



⑤ 施設の見通し

現在予定している大規模改修はなく、軽微な修繕を見込んでいます。



⑥ 組織の見通し

現状では、指定管理者制度のもと、統括責任者である正規職員1名、その他正規職員2名、嘱託職員5名の計8名で運営を行っており、今後もこの形態での運営を継続していく予定です。なお、指定管理者制度（利用料金制）を採用していることから、本市職員は配置しておらず、駐車場整備事業における人件費は発生しません。

別紙1 投資・財政計画（収益的収支計画）

区 分		年 度		本年度	R 3年度	R 4年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)			
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	201,663	187,768	51,028	128,383	162,117
	(1) 索道収益及び駐車収益	200,261	186,226	49,470	126,863	160,710
	(2) 受託工事収益 (B)					
	(3) その他	1,402	1,542	1,558	1,520	1,407
	2. 営業外収益	17,229	18,309	158,248	18,349	18,349
	(1) 補助金			139,899		
	他会計補助金			139,899		
	その他補助金					
	(2) 長期前受金戻入	16,148	16,148	16,148	16,148	16,148
	(3) その他	1,081	2,161	2,201	2,201	2,201
収入計 (C)	218,892	206,077	209,276	146,732	180,466	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	171,123	174,167	175,481	192,614	225,670
	(1) 職員給与費					
	基本給					
	退職給付費					
	その他					
	(2) 経費	73,643	76,770	68,145	86,164	119,541
	動力費					
	修繕費	31,888	37,321	33,049	43,641	78,258
	材料費					
	その他	41,755	39,449	35,096	42,523	41,283
(3) 減価償却費	97,480	95,890	107,336	106,450	106,129	
(4) 資産減耗費		1,507				
2. 営業外費用	2,700	1,510	1,241	2,651	2,005	
(1) 支払利息	2,700	1,510	1,241	2,651	2,005	
うち資本費平準化債分						
(2) その他						
支出計 (D)	173,823	175,677	176,722	195,265	227,675	
経常損益 (C)-(D) (E)	45,069	30,400	32,554	△ 48,533	△ 47,209	
特別利益 (F)						
特別損失 (G)						
特別損益 (F)-(G) (H)						
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	45,069	30,400	32,554	△ 48,533	△ 47,209	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	436,496	466,896	499,450	450,917	403,708	
流動資産 (J)	44,079	20,822	55,661	34,086	34,740	
うち未収金	1,501					
流動負債 (K)	725,312	639,531	553,973	492,747	451,702	
うち建設改良費分	13,594	8,902	3,344	2,118	1,073	
うち一時借入金	710,000	630,000	550,000	490,000	450,000	
うち未払金	1,089					
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	667,639	609,809	494,968	456,543	415,889	
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	201,663	187,768	51,028	128,383	162,117	
地方財政法による ((L) / (M) × 100) 資金不足の比率	331.0	324.7	970.0	355.6	256.5	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	875,210	819,748	749,658	674,890	599,218	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	327,323	314,013	177,361	197,791	228,354	
健全化法第22条により ((N) / (P) × 100) 算定した資金不足比率						

(単位：千円，%)

R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度	R 1 2 年度
187,614	185,903	184,207	182,528	180,864	179,215	177,580	175,959
186,226	184,534	182,858	181,198	179,553	177,923	176,307	174,705
1,388	1,369	1,349	1,330	1,311	1,292	1,273	1,254
16,149	16,149	16,149	16,149	16,149	16,149	16,148	16,148
16,148	16,148	16,148	16,148	16,148	16,148	16,148	16,148
1	1	1	1	1	1		
203,763	202,052	200,356	198,677	197,013	195,364	193,728	192,107
196,566	191,129	188,695	191,217	200,161	183,011	164,539	166,391
101,379	99,662	97,590	103,556	121,248	104,098	85,626	87,478
59,402	55,983	56,307	61,730	77,570	62,665	43,800	43,800
41,977	43,679	41,283	41,826	43,678	41,433	41,826	43,678
95,187	91,467	91,105	87,661	78,913	78,913	78,913	78,913
1,809	1,440	1,080	720	400	160		
1,809	1,440	1,080	720	400	160		
198,375	192,569	189,775	191,937	200,561	183,171	164,539	166,391
5,388	9,483	10,581	6,740	△ 3,548	12,193	29,189	25,716
5,388	9,483	10,581	6,740	△ 3,548	12,193	29,189	25,716
409,096	418,579	429,160	435,900	432,352	444,545	473,734	499,450
28,094	22,896	18,434	16,687	15,904	50,862	158,964	263,593
360,629	270,629	180,629	100,629	40,629	629	629	629
360,000	270,000	180,000	100,000	400,000			
332,535	247,733	162,195	83,942	24,725			
187,614	185,903	184,207	182,528	180,864	179,215	177,580	175,959
177.2	133.3	88.1	46.0	13.7			
533,444	470,317	407,552	344,787	282,022	219,257	156,492	93,727
266,500	263,830	261,186	258,568	255,978	253,411	250,872	248,357

別紙2 投資・財政計画（資本的収支計画）

年 度 区 分		前々年度	前年度	本年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		(決算)	(決算)				
資本的 収入	1. 企業債						
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計補助金						
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国（都道府県）補助						
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金						
	9. その他						
	計 (A)						
	(A)のうち翌年度へ繰 り越される支出の財 (B) 源充当額						
	純計 (A)-(B) (C)						
資本的 支出	1. 建設改良費		40,225				
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	14,759	13,594	8,903	3,344	2,118	1,073
	うち資本費平準化債						
	3. 他会計長期借入返還						
	4. 他会計への支出金						
5. その他							
計 (D)	14,759	53,819	8,903	3,344	2,118	1,073	
資本的収入額が資本的支出 額に不足する額(D)-(C) (E)		14,759	53,819	8,903	3,344	2,118	1,073
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金						
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (F)							
補填財源不足額 (E)-(F)		14,759	53,819	8,903	3,344	2,118	1,073
他会計借入金残高(G)							
企業債残高(H)		29,031	15,437	6,535	3,191	1,073	

○他会計繰入金

年 度 区 分		前々年度	前年度	本年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		(決算)	(決算)				
収益的収支分							
	うち基準内繰入金						
	うち基準外繰入金						
資本的収支分							
	うち基準内繰入金						
	うち基準外繰入金						
合 計							

